

「理工学部研究助成金」募集要項

平成27年11月19日制定

平成27年11月19日施行

(趣旨)

第1条 この要項は、理工学部研究委員会内規第2条第1項第2号に定める、理工学部研究助成金（以下「助成金」という）の募集に関する必要な事項を定める。

(助成金の目的)

第2条 助成金は、人文・社会科学を含む理工学部の研究への取組を支援するとともに本学部の研究力の向上を図り、ひいては科学研究費助成事業（科研費）の基盤研究などの学外資金獲得を目指すことを目的とする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、理工学部及び短期大学部（船橋校舎）の専任教員とする。

(種別及び募集件数)

第4条 種別及び募集件数は、次のとおりとする。ただし、第9条の選考結果により採択しないことがある。

- | | | |
|---------|---------|------|
| ① 研究助成A | 100万円以内 | 3件以内 |
| ② 研究助成B | 300万円以内 | 3件以内 |

(研究期間)

第5条 研究期間は、1年間とする。

(応募条件)

第6条 応募条件は、次のとおりとする。

- ① 助成金への応募は個人とする。ただし、理工学部の他の研究助成金（研究分担者としての参加を除く）との重複はできない。
- ② 競争的研究資金を獲得するため、研究期間終了後5年間は科学研究費助成事業（科研費）及びこれに準ずる省庁、民間等の外部資金に申請を行わなければならない。
- ③ 助成金による成果は、研究期間終了後1年内に『理工学研究所研究ジャーナル』あるいは学術誌への投稿及び理工学研究所の講演会、学会等での報告をしなければならない。その場合には理工学部の助成を受けている旨、必ず明示するものとする。
- ④ 本大学が指定する研究倫理教育を修了していなければならない。

2 所定の期間内に前項第2号及び第3号の条件を満たさなかった場合には、当該研究期間終了後10年間、理工学部の資金による研究費への応募及び研究分担者としての参加を認めないことがある。

(採択制限)

第7条 同一応募者による採択は、研究助成Aは3回、研究助成Bは2回を限度とする。

2 助成金に採択された実績のある者による2回目以降の応募に当たっては、第6条に定めた条件を満たしていかなければならない。ただし、研究期間終了後5年以内に再度応募する場合には、応募時点における第6条第1項第2号に定める科学的研究費助成事業（科研費）等の外部資金への申請及び採択の実績を勘案する。

(提出書類)

第8条 提出書類は、研究助成金申請書とする。

(選考)

第9条 提出された申請書に基づき研究委員会専門委員会において、研究計画の内容と準備状況等を勘案し選考する。

2 前項の選考に当たり、応募者による必要に応じてプレゼンテーションを実施する。

(研究実績報告書及び成果物の提出)

第10条 助成金に採択された者は、次の各号に定めるところにより研究実績報告書及び成果物を提出しなければならない。

- ① 研究期間終了後30日以内に「研究実績報告書」を提出しなければならない。
- ② 提出された「研究実績報告書」はWebにより公開する。
- ③ 研究終了後1年以内に第6条第1項第3号の成果物として、投稿論文の抜き刷り及び学会報告のレジュメ等の成果物を提出しなければならない。

(提出先)

第11条 この要項に指定された書類等の提出先は、研究事務課とする。

附 則

- 1 この要項は、平成27年11月19日から施行する。
- 2 平成23年3月8日付け制定の「理工学部基礎科学研究助成金」募集要項及び平成24年12月13日付け制定の「理工学部応用科学研究助成金」募集要項は、廃止する。